

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者（ペルーに所在し、ペルーから産品を輸出する者）の名称、住所及び国名	Certification No.	Page number /	
2. Producer's Name, Address and Country:	<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: right;">Issued in</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生産者の名称、住所及び国名</p> <p>2以上の生産者の産品が含まれる場合には、第5欄に記載する産品との関連を特定した他の生産者の名簿（名称及び住所を含む）を添付。</p> <p>秘密にしておきたい場合には、"AVAILABLE TO THE RELEVANT AUTHORITY UPON REQUEST"と記載してもよい。</p> <p>生産者と輸出者とは同一である場合には、"SAME"と記載。</p> </div>		
3. Importer's Name, Address and Country: 輸入者（日本に所在し、日本に産品を輸入する者）の名称、住所及び国名			
4. Transport details (means and route) (as far as known): Date of Shipment: Name and No. of Vessel/Flight: Port of loading: Port of discharge: 船積日（BL又はAWBの日付）、船舶の名称・番号、フライト番号、船積港、通過港及び荷揚港を分かつ範囲で記入。 遡及発給の場合、船積日を記載			
5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits) 産品毎の品番（必要に応じて）、記号・番号、包装の個数・種類、産品名及びHS番号（2007年版） <ul style="list-style-type: none"> • 産品毎にHS6桁レベルでのHS関税分類番号を記載しなければならない。 • 産品名の記載は産品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。 • 品目別規則の品名に特段の記載のある産品について当該品目別規則が適用される場合には、当該特段の記載を本欄に記載する。 • 産品が梱包されていない場合には、「IN BULK」と記載する。 	6. Origin criterion 原産地基準 (a)、(b)又は(c)のいずれか1つを必ず記載。 原産地規則は、協定第3章及び協定附属書3に規定される。	7. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measures (liters, m3, etc) 重量、数量、その他の数量値 例えば、グロス重量又はネット重量	8. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイス（第三国インボイスを含む。）の番号・日付。ただし、第三国インボイスの番号・日付が不明の場合には、輸出者が発給するインボイスの番号・日付。
9. Remarks: <ul style="list-style-type: none"> • 遡及発給される場合には、発給当局は第9欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」、第4欄に船積日を記入。 • 協定第56条の規定に従って（紛失等の理由により）「再発給」される場合には、第9欄に「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER_DATED_」を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。 • 原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合 ⇒原産地証明書の発給時に第三国発行インボイス番号が判明している場合 第9欄に「当該産品のインボイスが第三国で発行される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ⇒原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合 第9欄に「輸入締約国への輸入のため当該産品に対し別のインボイスが第三国で発行される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 			
10. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate; 原産国の国名を記入 - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: Signature of authorized signatory: Name (printed): 輸出者(又は代理人)による記入。 <ul style="list-style-type: none"> • 証明書申請の日付 • 署名（自署又は電子的印刷） 	11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 輸出締約国の権限のある当局又は発給機関による記入。 Competent authority of certification body: • 日付（原則として船積みの時まで⇒それより後の発給を遡及発給として扱う。） Stamp: 押印（電子的印刷でも可） Name (printed): 署名（自署又は電子的印刷）		